

徳島県議会規則第二号

徳島県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県議会議長 岩 丸 正 史

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十条」の下に「・第百三十一条」を加える。

第百二十五条中「印刷して、」を削る。

第百三十条を第百三十一条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（配布に代わる措置）

第百三十条 議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により、この規則の規定により配布することとされている文書及び議長が配布する必要があると認めたと文書を議員等が閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもつて、これらの文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。